

バックホウが水路に転落しオペレーターが死亡する事故が発生

【事故概要】

高架橋下の横断水路脇で、通路整備のため、すきとり作業をしていたバックホウが水路に転落、運転していたオペレーターが死亡する事故が発生しました。事故の原因は現在調査中ですが、【安衛則157条】(転落事故の防止)では車両系建設機械が転落の危険のある場所で作業を行う時は誘導員を配置することとなっています。

■死亡の原因■

- ・転落したバックホウによる圧迫死とみられる

〔事故原因〕

事故の原因については現在調査中であり、再発防止策も含め今後検討を行います。



掘削作業中に水路に転落した

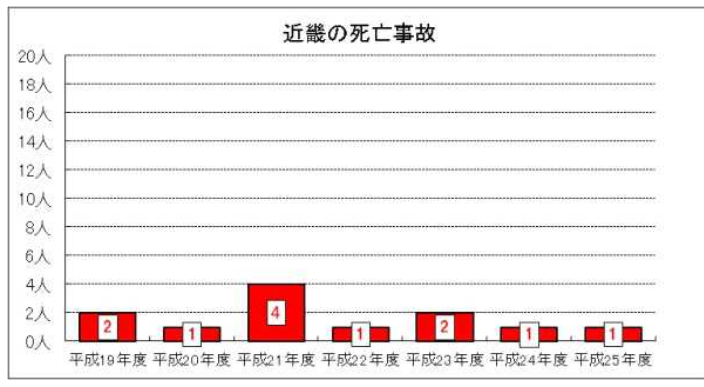
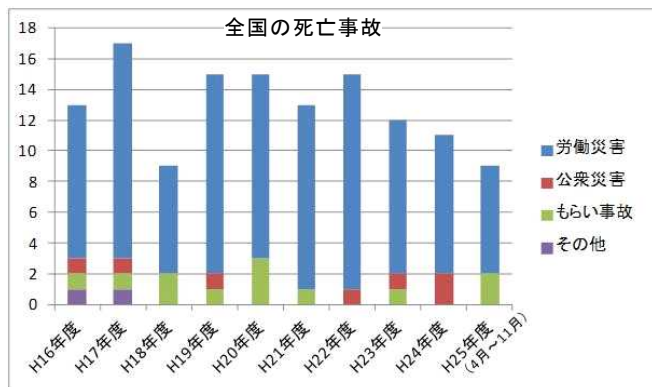
今回の転落事故に限らず、バックホウが転落・転倒する事故はこれまでも発生しており、いずれも死亡事故につながる危険性は十分ありました。特に法面や傾斜地での重機作業では重機の水平を確保する、転落の危険のある箇所では誘導員を配置するなど、現場に則した安全確保をお願いします。

全国的に死亡事故が多発しています！

下表のとおり、全国では10月・11月の2ヶ月間で7件もの死亡事故が発生しています。各現場におかれましては、これから工事の繁忙期を迎える中、工事施工における安全管理体制について点検・指導を再度徹底するようお願いいたします。

(全国の死亡事故10・11月)

番号	事故発生日	事故分類			事故種類	墜落の高さ	被災状況	
1	平成25年10月7日(月)	労働災害	公衆事故 (第三者災害)	公衆事故 (物損災害)	もらい事故	重機事故	死亡 1名	
2	平成25年10月9日(水)	労働災害	公衆事故 (第三者災害)	公衆事故 (物損災害)	もらい事故	交通事故	死亡 1名	負傷者 1名 (休業14日)
3	平成25年11月9日(土)	労働災害	公衆事故 (第三者災害)	公衆事故 (物損災害)	もらい事故	交通事故	死亡 1名	
4	平成25年11月19日(火)	労働災害	公衆事故 (第三者災害)	公衆事故 (物損災害)	もらい事故	墜落	13m	死亡 1名
5	平成25年11月19日(火)	労働災害	公衆事故 (第三者災害)	公衆事故 (物損災害)	もらい事故	重機事故	死亡 1名	
6	平成25年11月22日(金)	労働災害	公衆事故 (第三者災害)	公衆事故 (物損災害)	もらい事故	その他(溺死)	死亡 1名	
7	平成25年11月25日(月)	労働災害	公衆事故 (第三者災害)	公衆事故 (物損災害)	もらい事故	墜落	4.5m	死亡 1名 負傷者 1名 (左手首骨折)



※25年度は4~12月の集計

足場(4段目)から隣接する資材置き場に飛び移ろうとして転落

【事故概要】

仮置き場に存置していた材料を取りに行く際、ヤード出入り口を使用せず、足場の4段目(高さ7m)のエンドストッパーを超えて土留め(腹起し)H鋼に飛び移ったところ、足を滑らせ転落した。

■被害の程度■

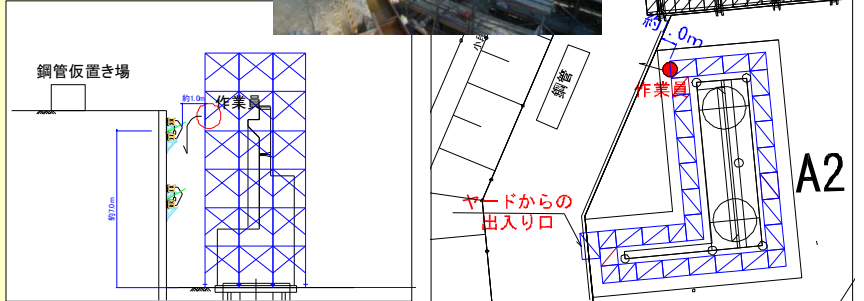
- ・第5腰椎圧迫骨折(全治4週間)

〔事故原因〕

- ・足場の出入り口から出入りする指導が徹底されていなかった。

〈再発防止策〉

- 作業員全員に安全衛生に関する教育を徹底する。



ファンベルト点検中、ベルトと軸受けに指を挟む

【事故概要】

共同溝の換気設備点検作業において、換気ファンの軸受け部へグリス注入後、充填確認のためファンベルトを手で掴んで引っ張った際に、ベルトと軸受けに指を挟んだ。

■被害の程度■

- ・左手薬指の第一関節先の切断

〔事故原因〕

- ・作業手順書では、ファンベルトを手動で回転させる場合は「ファンベルト上部を手のひらで前方に押し出すこと」となっており、また作業前のミーティングで確認していたにもかかわらず、ファンベルトを手で掴んで引っ張ったために起きた事故

〈再発防止策〉

- 作業方法について、周知徹底する



事故が起きた換気ファン

ベルトを矢印方向に引っ張り指を挟んだ

仮設の高さ制限ゲートの基礎が沈下し、バーに一般車両が接触

【事故概要】

橋梁上部工事のため、横断する県道に高さ制限ゲート(3.8m)を設置していたが、基礎が沈下したため地上高(クリアランス)が低いところで3.78mしかなかった。このため一般車両がゲートに接触する事故が起きたもの。

■被害の程度■

- ・貨物自動車(一般車両)の屋根損傷

〔事故原因〕(調査中のため、下記は現時点で想定される原因です)

- ・基礎の沈下対策がされていなかった。
- ・仮設のゲートの点検がされていなかった。

(再発防止策(案))

- 基礎の沈下対策をする
- 定期的に仮設構造物の点検を行う

接触した箇所→



通常、高さ制限ゲートは、表示高さに余裕高を設けて設置されますが、ゲートの高さが足りず一般車両が接触する事故は時々見受けられます。今回は単独事故でしたが、ゲートに接触した車が他の車にぶつかり大事故となる可能性もあるため、設置には十分注意が必要です。